

第2期高崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後	変 更 前
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 〔1〕 略 〔2〕 区域 中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。 高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。 第2期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第2期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第1期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第1期基本計画と変わらず、約175haとします。 ■中心市街地と事業の位置	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 〔1〕 略 〔2〕 区域 中心市街地活性化に係る施策や事業を効果的・効率的に実施するため、次の視点から新たな中心市街地活性化区域を設定します。 高崎駅東口に整備する「都市集客施設」や「群馬県コンベンション施設」、高崎駅南に位置する「新体育館」の整備は、高崎市の更なる発展を牽引するものであり、周辺都市を含めた広域圏を対象とした拠点的な役割を担うものです。 第2期期本計画では、これらの事業を区域に入れ、総合的に中心市街地の活性化を図ります。なお、第2期基本計画では、より重点的な取り組みを行うという観点から、第1期基本計画で指定した区域を見直しましたが、面積は第1期基本計画と変わらず、約175haとします。 ■中心市街地と事業の位置

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞆町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

〔3〕略

3 中心市街地活性化の目標 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕略

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） 【内容】 多目的ホール等の建設 1.4ha 【実施時期】 平成22年度～平成30年度	高崎市	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。この事業は、新たな音楽・芸術文化の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）） ②社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高崎駅東口地区）） ③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東口周辺地区）） 【実施時期】 ①平成26年度～平成28年度 ②平成26年度～平成30年度 ③平成29年度～	

■区域の町丁目一覧

区域内の町丁目	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞆町、白銀町、真町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町
一部が区域に入る町丁目	八島町、東町、江木町、栄町、下和田町4丁目、下和田町5丁目、高松町、鶴見町、和田町、柳川町、弓町、九蔵町、新紺屋町、宮元町、下横町、北双葉町、上中居町、岩押町

〔3〕略

3 中心市街地活性化の目標 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕略

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） 【内容】 多目的ホール等の建設 1.4ha 【実施時期】 平成22年度～平成30年度	高崎市	群馬の玄関口である高崎駅の利便性や高速交通網を生かした広域誘客を図るため、芸術文化創造の拠点となる高崎文化芸術センターを整備し、賑わいと情報発信の拠点とする。この事業は、新たな音楽・芸術文化の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区））暮らし・にぎわい再生事業（高崎駅東口地区）） 【実施時期】 平成26年度～平成29年度	

平成 <u>30</u> 年度		である。	<u>備総合交付金</u> <u>(都市再生整備計画事業</u> <u>(高崎駅東口周辺地区))</u> 【実施時期】 ①平成 28 年度～ 平成 <u>30</u> 年度 <u>②平成 29 年度</u> <u>～</u> <u>平成 30 年度</u>		平成 <u>29</u> 年度		である。	平成 28 年度～ 平成 <u>29</u> 年度		
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地 再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地 再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>【事業名】</u> <u>高崎駅西口駅前広場整備事業</u> <u>【内容】</u> <u>駅前広場の整備</u> <u>A=9,400 m²</u> <u>【実施時期】</u> <u>平成 29 年度</u>	<u>高崎市</u>	<u>高崎駅西口駅前広場の再編整備を行うことで、慢性的な渋滞の緩和、公共交通の定時性の確保、歩行者の安全性・利便性の向上を図るとともに、東西駅前広場に隣接する施設への回遊性を高める。</u> <u>この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要な</u> <u>である。</u>	<u>【支援措置】</u> <u>社会資本整備</u> <u>総 合 交 付 金</u> <u>(都市再生整備計画事業</u> <u>(高崎市中心市街地地区))</u> <u>【実施時期】</u> <u>平成 29 年度</u>		<u>新規追加</u>					
(2) ② 略					(2) ② 略					
(3) 略					(3) 略					
(4) 国の支援措置のないその他の事業					(4) 国の支援措置のないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 東口第二土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 まちなか緑化重点整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなか緑化重点整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 A620 号線道路改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 A620 号線道路改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 (仮称) 高崎オーパ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 (仮称) 高崎オーパ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 飛龍の松周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第2期）策定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 競馬場通り線歩道景観整備事業 【内容】 歩道景観の整備 L=680m 【実施時期】 平成27年度～平成29年度	高崎市	旧高崎競馬場に整備される群馬県コンベンション施設による歩行者通行量の増加を見込み、誰もが安心して歩ける歩行者空間を整備する。 中心市街地の拠点となるコンベンション施設の周辺道路であることから、都市機能との調和を図り、地域の安全と賑わいを引き出す。 この事業は、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。		

5．都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲 89 ページ参照 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新体育館建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 【内容】 エリアマネジメントの支援等 【実施時期】 平成27年度～平成28年度	高崎市 再開発組合	まちづくりの企画や起業家の支援、アートとのマッチング等により高崎の経済や文化を活性化させていく市民や企業から主体的に組織された団体や、コンベンション協会など、まちづくりの企画・提言・運営を行う組織に対し支援を行うことで本市の経済文化活動の発信拠点の形	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）と一体の効果促進事業） 【実施時期】	

【事業名】 飛龍の松周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 高崎駅周辺バリアフリー基本構想（第2期）策定 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ①から移設				

5．都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交流センター整備事業（高崎文化芸術センター整備事業） ※再掲 89 ページ参照 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新体育館建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 経済文化活動組織支援事業 【内容】 エリアマネジメントの支援等 【実施時期】 平成27年度～平成29年度	高崎市 再開発組合	まちづくりの企画や起業家の支援、アートとのマッチング等により高崎の経済や文化を活性化させていく市民や企業から主体的に組織された団体や、コンベンション協会など、まちづくりの企画・提言・運営を行う組織に対し支援を行うことで本市の経済文化活動の発信拠点の形	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（高崎駅東南地区）と一体の効果促進事業） 【実施時期】	

		成を図る。この事業は、新たな 中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要なである。	平成 27 年度～ 平成 <u>28</u> 年度	
【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）② 略

（３）略

（４）略

6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔１〕略

〔２〕 具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業 ※再掲 <u>90</u> ページ参照				
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 91 ページ参照 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）② 略

（３）略

（４）略

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項 略

8． 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔１〕略

〔２〕 具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】	高崎市	コンパクトで歩いて回遊でき	【支援措置】	

		成を図る。この事業は、新たな 中心市街地の拠点づくりに大きな影響を与えることから、“高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち”の実現に必要なである。	平成 27 年度～ 平成 <u>29</u> 年度	
【事業名】 群馬県コンベンション施設整備事業（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）② 略

（３）略

（４）略

6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔１〕略

〔２〕 具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 高崎駅（西口）周辺土地区画整理事業 ※再掲 <u>89</u> ページ参照				
【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業 ※再掲 91 ページ参照 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（２）② 略

（３）略

（４）略

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項 略

8． 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔１〕略

〔２〕 具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

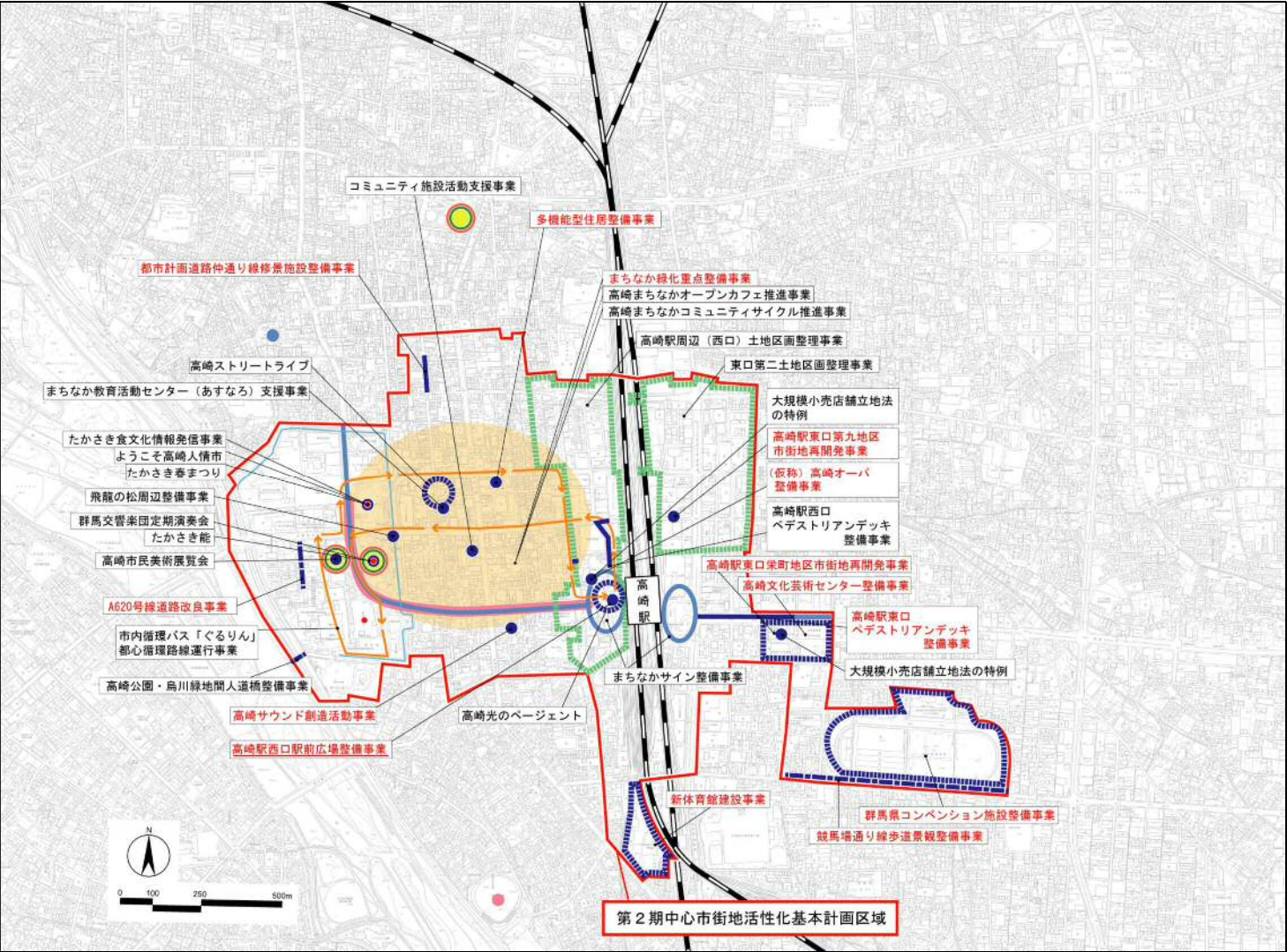
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】	高崎市	コンパクトで歩いて回遊でき	【支援措置】	

	まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に 情報発信サインを設置 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 <u>31</u> 年度		る中心市街地形成のため、公共 施設のほか、商業・文化・歴史 など、魅力ある中心市街地の情 報を発信し、まちなかへの来訪 者を誘導し回遊させ、人の交流 とまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちな か居住者・広域来訪者が楽しく 回遊できるまち”の実現に必要 である。	社会資本整備 総合交付金（都 市再生整備計 画事業（高崎市 中心市街地地 区）） 【実施時期】 平成 <u>28</u> 年度～ 平成 30 年度			まちなかサイン整備事業 【内容】 中心市街地の主要地点に 情報発信サインを設置 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 <u>30</u> 年度		る中心市街地形成のため、公共 施設のほか、商業・文化・歴史 など、魅力ある中心市街地の情 報を発信し、まちなかへの来訪 者を誘導し回遊させ、人の交流 とまちの賑わいを創出する。 この事業は、“市民・まちな か居住者・広域来訪者が楽しく 回遊できるまち”の実現に必要 である。	社会資本整備 総合交付金（都 市再生整備計 画事業（高崎市 中心市街地地 区）） 【実施時期】 平成 <u>26</u> 年度～ 平成 30 年度		
	【事業名】 高崎まちなかコミュニテ ィサイクル推進事業 ※再掲 <u>106</u> ページ参照	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高崎まちなかコミュニテ ィサイクル推進事業 ※再掲 <u>105</u> ページ参照	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ② 略
 (3) 略
 (4) 略

(2) ② 略
 (3) 略
 (4) 略

■ 4 から 8 までの掲げる事業及び措置の実施箇所



凡例

- 第 2 期中心市街地活性化基本計画区域 (約175ha)
- 各事業の事業箇所

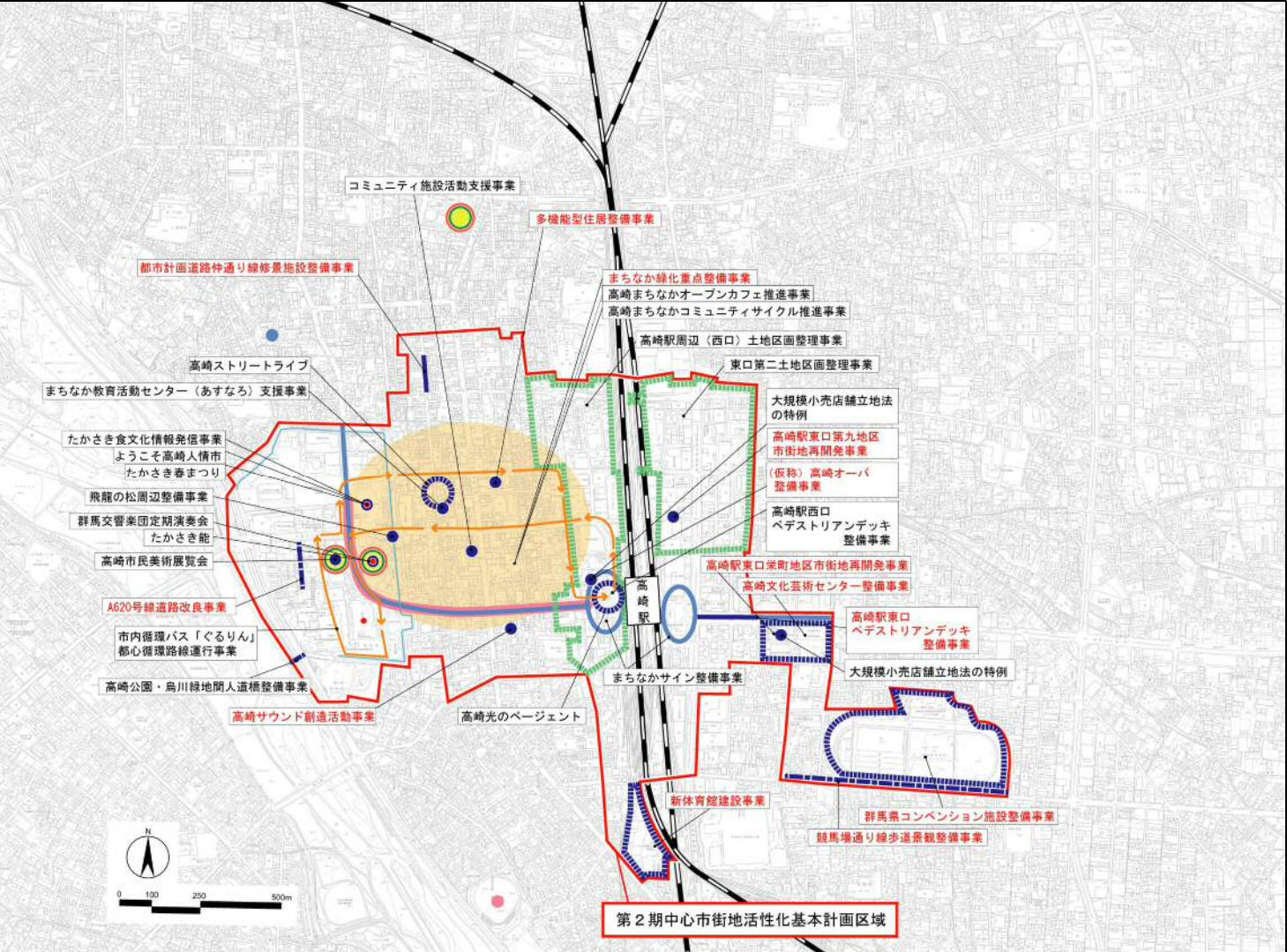
<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル (もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場)
- 高崎えびす講市 (中心市街地と高崎神社境内)
- 高崎マーチングフェスティバル (シンフォニーロード、城南野球場など)
- 企画文化事業 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎音楽祭 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎映画祭 (高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策資金融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想(第2期)策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業

■ 4 から 8 までの掲げる事業及び措置の実施箇所



凡例

- 第 2 期中心市街地活性化基本計画区域 (約175ha)
- 各事業の事業箇所

<事業箇所が複数に及ぶもの>

- 高崎スプリングフェスティバル (もてなし広場、群馬音楽センター前庭、市庁舎前広場)
- 高崎えびす講市 (中心市街地と高崎神社境内)
- 高崎マーチングフェスティバル (シンフォニーロード、城南野球場など)
- 企画文化事業 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎音楽祭 (群馬音楽センター、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)
- 高崎映画祭 (高崎シネマテーク、高崎市文化会館、高崎シティギャラリー)

<位置を特定できない事業>

- 商店街環境施設整備事業
- 中心市街地商業活性化支援事業
- 中心市街地通行量動向調査
- 中心市街地活性化対策資金融資事業
- 高崎商都博覧会
- 高崎バル
- 高崎まつり
- 空き店舗等情報発信事業
- フィルムコミッション事業
- 高崎市まちなか商店リニューアル事業
- まちなか音楽活動支援事業
- 高崎駅周辺バリアフリー基本構想(第2期)策定
- 経済文化活動組織支援事業
- 個店研修事業
- おもてなし事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 中心市街地活性化協議会に関する事項 高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。 協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。 第2期基本計画の策定では、平成25年10月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成26年1月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。 ■協議会の開催経過等 <table><tr><th>会議名</th><th>概要</th></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)</td><td>協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)</td><td>基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)</td><td>第2期基本計画の変更について</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成28年1月18日)</td><td>第2期基本計画の変更について</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成28年9月7日) (平成28年10月3日)</td><td>第2期基本計画の変更について</td></tr><tr><td><u>中心市街地活性化協議会 (平成29年1月13日)</u></td><td><u>第2期基本計画の変更について</u></td></tr></table> (6) 略 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略 12. 認定基準に適合していることの説明 略	会議名	概要	中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有	中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について	中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)	第2期基本計画の変更について	中心市街地活性化協議会 (平成28年1月18日)	第2期基本計画の変更について	中心市街地活性化協議会 (平成28年9月7日) (平成28年10月3日)	第2期基本計画の変更について	<u>中心市街地活性化協議会 (平成29年1月13日)</u>	<u>第2期基本計画の変更について</u>	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 中心市街地活性化協議会に関する事項 高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、平成19年12月18日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。 協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。 第2期基本計画の策定では、平成25年10月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成26年1月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。 ■協議会の開催経過等 <table><tr><th>会議名</th><th>概要</th></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)</td><td>協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)</td><td>基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)</td><td>第2期基本計画の変更について</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成28年1月18日)</td><td>第2期基本計画の変更について</td></tr><tr><td>中心市街地活性化協議会 (平成28年9月7日) (平成28年10月3日)</td><td>第2期基本計画の変更について</td></tr><tr><td>新規追加</td><td>新規追加</td></tr></table> (6) 略 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略 12. 認定基準に適合していることの説明 略	会議名	概要	中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有	中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について	中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)	第2期基本計画の変更について	中心市街地活性化協議会 (平成28年1月18日)	第2期基本計画の変更について	中心市街地活性化協議会 (平成28年9月7日) (平成28年10月3日)	第2期基本計画の変更について	新規追加	新規追加
会議名	概要																												
中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有																												
中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について																												
中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)	第2期基本計画の変更について																												
中心市街地活性化協議会 (平成28年1月18日)	第2期基本計画の変更について																												
中心市街地活性化協議会 (平成28年9月7日) (平成28年10月3日)	第2期基本計画の変更について																												
<u>中心市街地活性化協議会 (平成29年1月13日)</u>	<u>第2期基本計画の変更について</u>																												
会議名	概要																												
中心市街地活性化協議会 (平成25年10月7日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有																												
中心市街地活性化協議会 (平成26年1月9日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について																												
中心市街地活性化協議会 (平成27年1月23日)	第2期基本計画の変更について																												
中心市街地活性化協議会 (平成28年1月18日)	第2期基本計画の変更について																												
中心市街地活性化協議会 (平成28年9月7日) (平成28年10月3日)	第2期基本計画の変更について																												
新規追加	新規追加																												